

発行所

株式会社 F.P.シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## 青色事業専従者の慰安旅行費用

**Q** : 私は、小さな鉄工所を経営しており、2泊3日の慰安旅行を計画中です。参加者は、私と長男（青色事業専従者）のほか全従業員5名で、旅行費用は30万円程かかる予定です。長男の費用も必要経費になりますか。

**A** : 使用人と同様に行われた慰安旅行の費用は、専従者の分も含めて必要経費に算入することができます。

### 【解説】

従業員の慰安旅行等の費用については、次のように取り扱われています。

- (1) 従業員のレクリエーションのために社会通念上一般に行われていると認められる会食、旅行、演芸会または運動会などの費用は、福利厚生費として必要経費になります。ただし、不参加者（事業主の業務の必要に基づく不参加者を除きます）に対し参加に代えて金銭を支給する場合は、すべての従業員について、その支給額に相当する給与の支払があったものとして取り扱われます。
- (2) 青色事業専従者に係る旅行等の費用については、原則として、上記(1)の従業員の場合と同様に取り扱って差し支えありません。
- (3) 事業主の旅行等の費用については、その旅行に参加することが、従業員の監督その他の面からみてどうしても必要であると判断される場合には、必要経費に算入しても差し支えありません。

なお、事業主と専従者だけの旅行等は、通常の場合、家事的な費用と考えられますので必要経費にはなりません。

